

記者会見資料

平成30年12月6日

職員の懲戒処分について

平成30年12月3日に本市職員が業務上横領容疑で逮捕された件につきまして、本日付で当該職員及び関係職員の処分を決定しましたのでお知らせします。

事件に関しましては、現在も引き続き高山警察署において捜査中ではありますが、市の調査において、現金の紛失や本人の関与が確認できていることやその容疑を本人も認めていることから速やかに処分すべきであると判断し、本日処分を決定したものです。

① 職員

氏 名：富本 成結（とみもと なりき）
所 属：福祉部福祉課
補 職 名：主事
年 齢：32歳
処分内容：懲戒免職

② 関係職員（管理監督者）

所 属	補職名	年齢	処 分 内 容
福祉部	部長	59歳	減給3月（10分の1）
福祉部福祉課	課長	52歳	減給3月（10分の1）
福祉部福祉課	係長	47歳	減給3月（10分の1）

処 分 日：平成30年12月6日（①②ともに）

③ 市長及び副市長の管理監督責任については、「高山市特別職職員の給与に関する条例」の改正による給料の減額を今議会に提案予定